

袋井市水道料金等懇話会設置要綱

平成19年11月30日告示第138号

(設置)

第1条 袋井市は、適切な水道料金、加入分担金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（以下「水道料金等」という。）について、関係者に広く意見を求めることを目的に、袋井市水道料金等懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、水道料金等のあり方について検討し、市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員13人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民の代表者
- (3) 事業所の代表者
- (4) 各種関係団体の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、懇話会が市長に提言した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が必要と認めるときに、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

- 2 懇話会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、都市建設部水道課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。